

## 東海第二設置変更許可の審査から東海発電所への引継ぎ事項について

### 1. 概要

東海第二発電所設置変更許可の審査において東海発電所への引継ぎが必要な事項（以下、「引継ぎ事項」という。）として整理された項目は、別表の通りである。引継ぎ事項に対する東海発電所としての対応について検討する。

廃止措置段階の許認可手続きの基本的な考え方としては、平成17年にとりまとめられた廃止措置に係る規制制度改正に係る議論\*において、廃止措置中の廃止措置に係る行為にあたっては廃止措置計画の変更で対応することとしている。

別表の引継ぎ事項は、東海第二発電所の保安のために必要な施設の機能に影響を及ぼさないことを担保するものであり、これはすなわち東海発電所の廃止措置（解体に係る工事）を安全・着実に進めるために必要な措置事項でもある。このため、上記の基本的な考え方に基づき、廃止措置中の廃止措置に係る行為の一環であることから、いずれの事項についても廃止措置段階の廃止措置計画あるいは保安規定の変更にて対応を整理することが妥当と考えている。

\*：「原子力施設の廃止措置規制のあり方について（総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会廃止措置安全小委員会、平成16年12月9日）」（抜粋）

“廃止措置期間中の規制について、・・・原子炉施設における原子炉設置許可、工認等といった規制は、原子炉施設の供用を前提として、供用中の安全確保するために施設・設備の機能や性能を確認するものである。このため、廃止措置中の専ら解体に係る工事に当たっては原子炉設置許可の変更許可等を要しないものとするのが適当である”

### 2. 東海発電所における対応の整理

東海第二発電所の設置変更許可の審査から東海発電所への引継ぎ事項の対応について、1.の基本的な考え方の下、別表に示す通り整理した。

その結果、東海発電所では廃止措置計画の変更あるいは保安規定の変更とし、必要な対応をとるものとする。

### 3. 実施時期について

実施時期については、東海第二発電所の設置変更許可、工事計画認可以降行う必要がある。

具体的には、廃止措置計画の変更については、審査内容を反映した上で準備が整い次第実施し、必要な工事は東海第二発電所の設置変更許可の運用開始までに完了することとする。保安規定の変更については、東海第二発電所の保安規定変更認可申請の時期に併せて手続きを開始し、運用については東海第二発電所の運用開始時期と同時とする。

別表 引継ぎ事項にかかる東海発電所における対応の整理

件名	概要	対応(案)
① 排気筒短尺化	東海発電所の排気筒損壊時にアクセスルートへの影響防止するため、排気筒短尺化を行う。	排気筒短尺化は、廃止措置計画の「五 廃止措置対象のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」における工事に相当
② 竜巻飛来物管理	東海発電所の物品等が竜巻発生時に飛来物として東海第二へ影響を及ぼすことを防止するため、飛来物管理を行う。	解体工事中における飛来物管理を含めた隣接プラントへの影響を及ぼさない運用は保安規定の「廃止措置管理」に相当
③ 緊急時対策所	東海第二の重大事故等発生時に東海が同時発災(重大事故ではない火災等)を想定し、緊急時対策所の東海第二との共用を考える。	廃止措置工事中の対応として緊急時対策所を使用することは、廃止措置計画の「五 廃止措置対象のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」における廃止措置の実施にあたっての基本方針に相当
④ サービス建屋減築	東海発電所のサービス建屋損壊時にアクセスルートへの影響防止するため、サービス建屋の一部減築を行う。	サービス建屋の部分的な減築は、廃止措置計画の「五 廃止措置対象のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」における工事に相当
⑤ 車両退避管理	竜巻発生時に車両が飛来物として東海第二へ影響を及ぼすことを防止するため、車両退避管理を行う。	解体工事中における飛来物管理を含めた隣接プラントへの影響を及ぼさない運用は保安規定の「廃止措置管理」に相当
⑥ 東海第二の敷地図変更	緊急時対策所の利用のため、当社が隣接事業所より権利を取得する土地を敷地に追加する。	敷地は、廃止措置計画の「四 廃止措置対象施設及びその敷地」における敷地に相当
⑦ 取水路・放水路の一部閉鎖	防潮堤の下部に存在する東海の取水路・放水路からの津波浸水を防止するため閉塞する。	取水路・放水路を部分的に閉塞させても東海発電所の希釈水の取水・放流系統は残存するため、希釈取水・放流機能に影響を与えないことから、特段対応不要
⑧ 放射性廃棄物管理	廃止措置における放射性廃棄物によるアクセスルートに影響を及ぼすことを防止するため、運用管理を行う。	廃止措置における放射性廃棄物によるアクセスルートに影響を及ぼさない運用は保安規定の「廃止措置管理」に相当

以上